

山梨看護学会における利益相反に関する指針

1, 目的

山梨看護学会（以下、本学会という。）は、看護に関する研究活動を行い、山梨県の看護の質の向上に寄与することを目的としている。このため、本学会で結果等が公表される研究は、中立性と公正性を確保したものでなければならない。一方、看護研究では営利を目的とする企業や団体等から研究費や医療機器の提供を受けて研究を実施する場合もあり、利益相反が生じることがある。よって、この指針は、本学会で結果等が発表される研究の利益相反状況を申告によって適切に管理し、研究の信頼性を確保することを目的とする。

2, 定義

ここでの利益相反とは、企業や団体等からの研究費の受領などの経済的関係や地位や利権などの利益関係が存在する場合に、公的利益（研究によって得られる成果の社会への還元）と私的利益（特定の企業、法人や団体等から個人が取得する金銭、地位、利権等）が研究者の中に生じる状況を指す。

3, 対象となる活動

共同研究者も含め、山梨県看護協会会員であるか否かを問わず、以下の活動に適応する。

- 1) 本学会での演題発表
- 2) 本学会論文集及び抄録集への投稿

4, 利益相反状況の申告を行う者

- 1) 本学会で演題発表を行う場合は、発表者及び共同研究者について、学会の演題申し込み期間の最終日から遡って過去 1 年以内の発表する研究に関する企業や法人、団体等との利益相反状況を利益相反申告書に記載し申告する。
- 2) 本学会論文集及び抄録集への投稿を行う場合は、著者全員について学会の演題申し込み期間の最終日から遡って過去 1 年以内の投稿するものに関する企業や法人、団体等との利益相反状況を利益相反申告書に記載し申告する。

5, 利益相反状況の申告の内容

研究者等が申告すべき利益相反状況は、次のとおりとする。

- 1) 研究に必要な資金については、自己資金以外の研究助成や研究委託契約等を企業や団体から受けた場合、その金額、調達方法、資金調達先の名称、資金調達先と研究者との関係を明確にする。
- 2) 研究に必要な資材、労務等の提供を企業や団体から受けた場合、受けた資材や労務等の提供状況、調達方法、資金調達先の名称、資金調達先と研究者との関係を明確にする。

3) 研究に必要な資金、資材、労務等の提供を受け、研究委託契約を締結した場合、または、研究を依頼した企業、団体等と研究者の等の間以下に該当する状況がある場合、その企業名、組織、団体名、その内容を明確にする。

- ①当該企業や団体等の役員や顧問に就任し、報酬がある場合
- ②当該企業や団体等の株を保有している場合
- ③当該企業や団体等から受領した日当や原稿料がある場合
- ④当該企業や団体等からその他の利益（旅行・贈答品など）がある場合

6、利益相反状況の申告方法

1) 本学会で演題登録を行う者は、研究実施に関わる利益相反状況を「利益相反申告書」を用いて、学会事務局に申告し、さらに（1）～（3）を行う。

- (1) 口演発表：発表時にタイトルスライドの次のスライドで利益相反状況を説明する。
- (2) ポスター発表：発表時にポスターの下部に利益相反状況を記載する。
- (3) 論文集及び抄録集への投稿：本文中に利益相反状況を記載する。

7、利益相反申告書の管理

- 1) 提出された申告書は、申告された日から2年間、学会事務局で保管する。
- 2) 申告書の保管期間内に利益相反状況について開示請求が行われた場合、学会事務局は開示請求者に対し申告書の内容を開示できる。

8、利益相反申告の内容に利益相反の恐れがある場合

- 1) 学会長は、学会委員会に諮問委員会の開催求め、当該事例に関する検討を行う。
- 2) 当該会員等が指摘された利益相反状態の説明責任が果たせない場合、虚偽の内容や程度に応じて、学会長は、以下の措置の全てまたは一部を講じることができる。
 - (1) 本学会での発表の禁止
 - (2) 本学会の論文集及び抄録集の掲載の禁止
- 3) 利益相反の申告に関する開示通報者の通報に係る秘密保持は徹底する。

9、本指針の改定

本指針は、社会的要因の変化、関係する法令、ガイドラインの制定や改正を踏まえ、適宜必要な改正を行う。

付則

- 1、この指針は、令和4年6月1日より施行する。